

第五百三十四條及び第五百三十五條を次のように改める。

第五百三十四條及び第五百三十五條 削除

第五百三十六條第一項中「前二條に規定する場合を除き、」を削り、「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を有しない」を「の履行を拒むことができる」に改め、同条第二項中「債務者」を「債権者」に、「を受ける権利を失わない」を「の履行を拒むことができない」に改め、「において」の下に、「債務者は」を加える。

第五百三十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える。

2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又は第三者が特定していない場合であつても、そのためにその効力を妨げられない。

第五百三十八條に次の一項を加える。

2 前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。

第五百四十一條の見出しを「(催告による解除)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第五百四十二條及び第五百四十三條を次のように改める。

(催告によらない解除)

第五百四十二條 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

一 債務の全部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思表示を明確に表示したとき。

三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思表示を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

一 債務の一部の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思表示を明確に表示したとき。

(債権者の責めに帰すべき事由による場合)

第五百四十三條 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二條の規定による契約の解除をすることができる。

第五百四十五條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。

第五百四十八條の見出し中「行為等」を「故意による目的物の損傷等」に改め、同条第一項中「自己の行為」を「故意」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

第五百四十八條第二項を削る。

第三編第二章第一節中第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款 契約上の地位の移転

第五百三十九條の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

第三編第二章第一節に次の一款を加える。

第五款 定型約款

(定型約款の合意)

第五百四十八條の二 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であつて、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であつて、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかつたものとみなす。

(定型約款の内容の表示)

第五百四十八條の三 定型取引を行い、又は行おうとする定型約款準備者は、定型取引合意の前又は定型取引合意の後相当の期間内に相手方から請求があつた場合には、遅滞なく、相当な方法でその定型約款の内容を示さなければならぬ。ただし、定型約款準備者が既に相手方に対して定型約款を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供していたときは、この限りでない。

2 定型約款準備者が定型取引合意の前において前項の請求を拒んだときは、前条の規定は、適用しない。ただし、一時的な通信障害が発生した場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(定型約款の変更)

第五百四十八條の四 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

一 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

二 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第一項第二号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第五百四十八條の二第二項の規定は、第一項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

第五百四十九條中「自己の」を「ある」に改める。

第五百五十條の見出し中「撤回」を「解除」に改め、同条中「撤回する」を「解除をする」に改める。

第五百五十一條の見出しを「(贈与者の引渡義務等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

第五百五十七條第一項中「当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して」を「買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

第五百五十七條第二項中「第五百四十五條第三項」を「第五百四十五條第四項」に改める。